

報告第 2 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和8年 2月2日	1,406,070 円		令和7年5月23日午前10時10分頃、公用車が古市駅西駐車場から国道170号線に進入するため右折しようとした際、左側から直進してきた車両と衝突し、そのはずみで対向車線に飛び出した公用車と相手方車両が衝突したことにより、当該車両を運転していた相手方を負傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し、本件事故に起因する人身損害の賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対する本件事故に起因する人身損害に関するその余の請求権を放棄する。